

# 昌子の広場

## 第108報

### 小林昌子議会報告

#### 和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



## 議会が前市長等への 損害賠償請求訴訟を容認 ハッ場ダムを視察

#### 目次

- ・議会が前市長等への損害賠償請求訴訟を容認 P1-2
- ・オンブズ和泉の住民訴訟の状況 P2
- ・ハッ場ダムを視察 P3-4
- ・昌子の広場 P4

#### <問題の経過>

- H15.1 都市計画道路上伯太線事業認可
- H16 年度 まちづくり交付金事業となり国からの交付金の支給が決定
- H19.9 竹中土木と約 8 億円で工事請負契約 王子グラウンドの復旧費 4.8 千万円を含む
- H19.11 新たな予算の措置を行わず、契約もしないまま事後処理で対応する前提で、工事期間中の練習場所確保の為に竹中土木に松尾寺グラウンドの整備を指示。当初見積額は 1500 万円
- H20.3 松尾寺グラウンド完成。最終工事費は 5700 万円にも膨れ上がる
- H21.3 増額の補正予算。資材の単価アップ等で全体の工事費が膨らんだため増額の補正予算を議会に提出。その際松尾寺グラウンドの件は一切明らかにせず。
- H21.11 松尾寺グラウンドの問題が議員全員協議会で初めて明らかに。その結果 H20 年度決算不認定に。
- H21.12 松尾寺グラウンドの整備に関し 4 件の住民監査請求が提出される
- H22. 2 監査請求いずれも棄却
- H22. 2 オンブズ和泉が住民訴訟を提訴
- H22. 3 市の調査委員会が調査結果を公表 関連職員の懲戒処分と前市長への損害賠償を求めることを決定
- H22. 6 市が前市長、前副市長、職員 2 名の合計 4 名に損害賠償請求をおこす
- H22. 7 前市長等は請求に応じず
- H22. 8 前市長等 4 名に損害賠償請求訴訟を起こすため議会の承認を求める臨時議会を招集→議案可決

前市長等 4 名への損害賠償訴訟を容認！  
松尾寺グラウンドの件で議会が判断



#### <当日の主な議論>

賛成多数で可決されましたが当日の主な議論は以下の通りです。

●市は住民訴訟の状況を見ると言っていたのに何故この時点で損害賠償請求を行ったのか？

住民訴訟の現状は訴訟要件の審議が中心で、なかなか本題に入らないので、早期原因究明の為に市が独自に損害賠償請求訴訟を起こすことが必要と判断した。

●当初損害賠償を求める予定でなかった副市長や職員に2名に賠償請求した理由は？

職員2名は住民訴訟に補助参加していない事から、事実究明が出来ないと考え請求に追加した。

### ●既に懲戒処分を受けている職員2名は二重処分にあたるのではないのか

職員への懲戒処分は地方公務員上の処分であり、今回の提訴は民法による損害賠償請求であり二重処分にはあたらない

### ●前市長等の連帯責任を求めているが、知らなかったとは言え、補正予算を調整し当該工事の契約を行った市長も同様の責任があるのでは。市長の考えは？

市長として市民の信頼回復が最大の課題であり、そのため早期の真相究明がどうしても必要で今回提訴した。(自らの責任については答弁せず)

### ●違法の根拠は何か、松尾寺代替グラウンドは地元対策でおこなったのではないのか

松尾寺代替グラウンドは少年野球チームの為に行ったもので、土地収用法上の補償の対象外である。

### ●損害賠償請求の根拠法は何か

民法第415条債務不履行である。709条不法行為に伴う損害賠償請求を否定はしない。(土地収用法との関連で答弁は二転三転。市長の責任を果たさなかった事を債務不履行として捉えているのか?)

### ●損害賠償を求める基準は何か

市に損害を与えた時の、違法性、関与の度合い、損害の程度等を総合勘案して決める。

### <私の判断>

私は今回賛成しました。その理由は以下の2点です。1点目は、この議案の賛否は結局心情派とコンプライアンス派の違いだと思います。心情派は今回追加された職員については既に懲戒処分が行われ、将来を考えると大きな減収となる事、自らの懐に入れた訳でも無いし、工事の早期完成を考えた結果であり、この上損害賠償を求めるのは職員の士気(萎縮)をも考えると市にとって本当に適切なのか?

コンプライアンス派は、過去何度となく職員の不祥事が続いており、法令遵守を徹底するには厳しく処分する必要があるし、それを通して真相究明しないと市民の信頼回復は図れない。

私は後者の立場です。

2点目は前市長等の正当な弁明の機会を図ることで、仮にこれが否決されると争いは住民訴訟に絞られます。住民訴訟では前市長等は補助参加に過ぎないため、被告である市長の訴訟行為に反した主張や抗弁は行えないこととなります。一方今回明らかになったように市は前市長等の違法を認めていますから、住民訴訟では前市長等の違法性について争いが無いこととなります。

そのような状況で仮に原告の請求が認められた時は、市は前市長等に損害賠償請求を起さねばならず、それに応じないときは今回と同様の民事訴訟に移行

し(議会の議決は不要です)、参加的効力により住民訴訟の結論は維持されますから、前市長等はそれについて争えないことになり、結局前市長等は十分な主張や抗弁が出来ない事になります。

今回議決された民事訴訟では前市長等は堂々と主張、抗弁が出来、従って真相究明が期待されます。

前市長等の事を考え、この議案に反対することは結局前市長等の利益にならない可能性もあると言うことです。

## オンブズ和泉の住民訴訟の状況

### ●互助会への返還請求訴訟

互助会の退会給付金(ヤミ退職金)の為の市の補給金が違法と認定された住民訴訟で、市と互助会は退会給付金の廃止に伴い市に返還された清算金で違法とされた補給金分を弁済する合意をしたため、その分減少した清算金相当分を市が互助会に返還請求することを求めた訴訟。

1審では原告(オンブズ和泉)が勝訴。市が控訴。8/26結審。判決は10/29。

### ●非常勤職員への期末手当訴訟

市の非常勤職員への期末手当は、支給自体違法で、又条例にも定めていないので違法な支出であり、市長等に(前市長)損害賠償を求めた訴訟。

市は訴訟中に期末手当を廃止し(但し報酬の中に月割りで支給する方式に変更しただけの形だけの対応)、報酬を条例や規則で定める条例・規則の制定を行った。

9/3判決。

### ●ダンジリ訴訟

若樫町内会がダンジリ倉庫の新設に際し、倉庫の増築と称して、町会館の新設や増築・改修に関する助成金を違法に受けていたのでこの返還を求めた訴訟。

10/1判決。

### ●松尾寺代替グラウンド訴訟

松尾寺代替グラウンドの整備は、何らの予算措置も行わず、必要な競争入札も経ないで行われた事業であり、任意の少年野球チームの為に行ったもので、実質的な寄付にあたり、公益上必要とは考えられない事から、手続的にも実質的にも違法な事業であり、前市長等に損害賠償を求めた訴訟。次回弁論は10/13。



## ハッ場ダム現地で進む関連事業

7月4日から6日まで群馬県「ハッ場ダム」を視察してきました。



新聞報道やテレビなどによる情報は多く入手していますが、やはりなんと言っても現場が一番。この目で現地の様子や地元の状況を確認してきました。

ハッ場ダムは建設事業費 4600億円で昭和22年のカスリーン台風級の被害から首都・東京及び利根川流域を守るために、1952年（昭和27年）に計画発表されました。

しかし当初は支流の白砂川や万座川から流入する強酸性の川水のために当時の技術ではダム建設ができず、計画は凍結されました。しかし1965年（昭和40年）に中和事業・「吾妻川総合開発事業」によって吾妻川の水質が改善したことから1967年（昭和42年）に現在の場所にダム建設を決定しました。

しかし現地では全国的に名高い川原湯温泉街を始め、水没地域が340世帯にもなり、又名勝で天然記念物でもある吾妻峡の半分以上が水没するため頑強な反対運動が長期にわたって繰り広げられました。

1974年（昭和49年）にはダム建設反対の町長が選ばれ、着工のめどはさらに遠のきました。一方行政側は生活再建を行うことがダム着工の絶対条件であるとの認識から、群馬県が1980年（昭和55年）から次々に生活再建策を打ち出しました。

又昭和40年代にはダム建設場所を当初予定より600メートル上流に移動させる計画を表明し、その結果吾妻峡の約4分の3が残ることになり、観光スポットの鹿飛橋も残ることになりました。

1992年（平成4年）にはダム建設を前提とした協定書が長野原町、群馬県、建設省の間で締結されました。その後2001年（平成13年）には長野原町内のダム事業用地を買収する際の価格を決める補償基準が妥結しました。

その後は地域から流失する住民が後を絶たず、200

5年（平成17年）末には半数以上の世帯が転出し、全水没地域の川原湯、川原畑では代替地への希望世帯は50世帯余りと当初世帯の5分の1以下となっています。

代替地は現地再建方式（すり上がり方式）と呼ばれるダム湖より上の山腹部（将来は湖畔となる部分）に建設される方式が取られていますが、分譲価格が高かったことや生活するための商店等が無いため、車が無い人は生活しにくい等の理由で現在はまだ多くの世帯が入居していません。



2日目は朝9時に宿を出発。

温泉街の坂道を少し登ったところには「ハッ場ダム」が完成すれば、今立っているところが水没するようになること一目瞭然でわかる大きな絵が描かれてありました。ダム湖満水面は標高583mです。

ダムサイト予定地の滝見橋からは仮排水トンネルが見えました。このトンネルが見えなければ緑に包まれた吾妻渓谷そのものです。

次に訪れたのは代替地です。

分譲価格がかなり高かったことと、土砂災害の危険が払拭されていないということで未だ人家はまばらでした。但し高齢者の入居している市営住宅は建設されていました。

家は真新しいのですが、生活に必要な商店等が無いので、車を持たない世帯は相当生活をするのに不便があるだろうと感じました。

JRは全額国の負担で新しい線路を建設しているそうです。

ハッ場ダムは関連事業が93パーセントを占めているとも言われていますが、現地では気が遠くなるほどの公共工事が行われていました。

国道、県道はもとより、代替地、砂防ダム建設、JRの工事、そして完成しましたが学校建設等の工事です。私たちが滞在中に見た新聞では6月30日に湖面2号橋の橋げたがつながったとの記事が掲載されていました。価格は63億円。

この地域には橋だけでも4橋計画されていて、残るは湖面1号橋だそうですがこの橋の価格も54億円の予定とのことです。この橋は川原畑地区代替地とJR川原湯温泉をつなぐものです。

普通の感覚では63億円や54億円というのは途方も無い金額に聞こえますが、これだけ大きな数字を聞きなれると感覚が麻痺してきます。でもこれらすべての原資は私たちの税金です。

午前中最後は林地区の長野原第一小学校に行きました。小学校は2002年に完成しました。当初は廃校も検討したようですが、近くに町営住宅を建設し、子どものいる家庭を優先的に入居できるようにしました。しかし希望者が少なく2009年現在の生徒数は22名だそうです。元の小学校は1911年(明治44年)に建てられた県内最古の木造校舎で、93年間子どもを見守り続けてきました。旧校舎の一部は林地区の一部が移築されているそうです。

現校舎は室内プールも体育館に備え付けられ、一見十分な施設とも考えられますが、校舎の周囲を見渡すと砂防ダムに囲まれるような位置に建設されています。小学校の背面は山を削り、法面保護工が施してあります。平地が少ない土地柄からの窮余の策と考えられますが、児童の安全を何より優先すべき学校施設の立地にしては首をかしげる場所だとの印象を持ちました。昼食後は三ッ堂石仏群跡と川原畑諏訪神社を訪れました。

ダムに水没する地域は人家はもちろん先祖伝来の田畑やお墓までもが水没するため、これらをどこかに移さなくてはなりません。地域に祭られている神や仏はそこに存在する理由があって、長年地域の人の心の支えになってきたであろうと思われます。水没するから他の地域へといわれてもすぐには敵地が見つからないことは容易に想像できます。新しい地で地域の皆さんの安穏を見守ってほしいと深く思いました。

それにしてもこれだけの大きなダム事業は地域への影響は計り知れません。

以前視察した五木村の中学校はやがてダムに沈むからと長年補修もされなかったと聞きました。

昭和20年代からダム問題が浮上し、昭和40年代から反対運動が続けたにもかかわらず、だんだんと疲弊していった地域の方の人生を思うとやるせない気持ちになります。

ダム建設問題は地域の結束や連帯を阻害するばかりでなく、コミュニティをも壊してしまう存在だと強く感じました。

国土交通省はハッ場ダムの本体工事はストップすると明言していますが、それなら用地交渉に応じていない地権者への対応や、水没予定地の再生など早急に取り組んでほしいと、現地を訪問して強く思いました。

## 昌子の日記

- 8/1 スエーデン社会の in 奈良
- 8/2 総合計画審議会傍聴、南部市議会研修会
- 8/3 社会保障学習会、ごみ学習会
- 8/4 自治基本条例会派説明
- 8/5 和泉中央駅会報配布、鳳土木和泉工区、市民相談
- 8/8 槇尾川ダム会合
- 8/9 和泉中央駅会報配布
- 8/10 槇尾川ダム記者会見
- 8/12 河川整備委員会傍聴
- 8/13 記者取材、黒鳥小学校保護者同行
- 8/16 和泉中央駅会報配布
- 8/17 上伯太線会派説明
- 8/18 光明池駅会報配布、介護問題研究会、事務所運営委員会
- 8/19 和泉府中駅会報配布、議運
- 8/20 信太山駅会報配布、自治体予算の勉強会 in 滋賀
- 8/21 自治体予算の勉強会
- 8/22 消防総合訓練
- 8/23 和泉工区、憲法学習会
- 8/24 市長と中学生のハートフルトーク傍聴、情報公開審査委員会
- 8/25 大阪高等裁判所(合意充当控訴審)
- 8/26 平成22年第1回臨時会

### <事務所行事> いずれも小林昌子事務所

**連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626**

**事務所 TEL 0725-53-4451**

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

### 万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

・会費 1,000円(3か月分) 14-16時

・84回 9/11(土) 平城京周辺万葉ロマン紀行

・85回 10/17(日) 万葉バスツアー

平城遷都1300年祭～人恋ふる佐保路へ～

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

### ちぎり絵

・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料

・9月8日(水) 13時～16時

### パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜 10時～12時、

同じく 木曜 14時～16時

・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになります。

### 市政相談会

・第2、4水曜日 20:00～21:30